

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍事務のうち届書の受領行為について、市町村職員が常駐せずとも民間事業者に業務委託することが可能であることの取扱いを全国統一のものとする

提案団体

大磯町、平塚市、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、佐世保市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

戸籍法に基づく戸籍事務のうち届書の受領行為を民間事業者に業務委託することについて、平成25年3月28日付法務省通知では不測の事態等に際しての対応のために市町村職員が業務実施官署内に常駐することを要件としている。

平成27年1月30日付閣議決定では、不測の事態における体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であるとされているが、法務局の判断基準が明確でないことから、全国統一の取扱いとするよう、市町村の実態に即した見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

平成25年3月28日付法務省民一第317号通知において、戸籍事務のうち届書の受領行為については、市町村職員が業務実施官署内に常駐し不測の事態等に際しての臨機適切な対応を行うことができる体制であれば民間事業者に業務委託することができることとされている。

当町の閉庁時間(夜間)の戸籍届書の受領については、町職員が庁舎に常駐することなく、庁舎管理業務に含めて民間事業者へ業務委託し、翌開庁日に戸籍事務所管課の職員が預かった届書を確認し、事務を進めている。民間事業者が戸籍届書を受領する際に不測の事態が生じた場合は、戸籍事務所管課職員と連携を図り、戸籍事務所管課職員自らが臨機適切な対応がとれる体制を確保している。

【支障事例】

令和3年度の戸籍事務等の現地指導において、平成25年3月28日付法務省通知に基づいて、現在の民間事業者への業務委託では、市町村職員が業務実施官署内に常駐しているという要件に該当しないことから改善の指摘を受けている。

しかしながら、当町と同様の運用で所管の法務局の了承を得ている他県市町村の事例があることを確認したことを踏まえ、戸籍事務において全国統一の取扱いでないことは法定受託事務を処理する上で支障がある。

【制度改正の必要性】

当町の閉庁時間(夜間)における戸籍届書の受領件数は、年間を通じ数件(令和3年度は6件)と少ない実態において、市町村が直接雇用している職員を常駐させることは現状よりも多くの予算を確保する必要があり、費用対効果が低いと考える。また、業務実施官署内に市町村職員が常駐していないことで、住民に不利益を生じさせるケースが想定できないと考える。

【支障の解決策】

市町村の実態に即して、戸籍事務のうち届書の受領行為については、不測の事態等に際して市町村職員が臨機適切な対応ができる体制を確保されている状態であれば、市町村職員が業務実施官署内に常駐せずとも民間事業者へ業務委託することが可能であることの取扱いを全国統一のものとして見直すことで解決すると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の実態に即した運用が可能になり、業務の効率化及び住民サービスの向上につながる。
特に小規模自治体等においては、費用対効果の低い業務への経費負担は、他の住民サービスへの予算に影響を及ぼす可能性は大きい。

根拠法令等

平成 25 年 3 月 28 日付法務省民一第 317 号通知、平成 27 年 1 月 30 日付閣議決定「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、吉岡町、川越市、富士見市、練馬区、八王子市、山梨県、豊中市、吉野川市、長崎市、熊本市、大分県

○夜間休日中の届出数は平日の日中よりも少なく、0 件の日のほうが多い。市職員の常駐は費用対効果が著しく低いと考える。

○当市においても、休日又は執務時間外における戸籍届書の受領について、庁舎管理業務に含めて民間事業者へ委託したいと検討しているが、委託の導入にあたり市職員が業務実施官署内に常駐しなければならない点で苦慮している。平成 27 年 1 月 30 日閣議決定にある同一施設内に職員が常駐しない形態でも臨機適切な対応を行うことができると判断される体制について、明確な判断基準をお示しいただきたい。

○現在、当町では 24 時間職員が常駐し、戸籍の届出を受け付けているが、宿直業務の民間委託に向けて進んでいる中で、懸案のように常に職員が受領する体制を維持するのは、人力的な面で難しい。どこの市町村も戸籍事務に携わる人員の数は限られていることや、戸籍事務に従事する職員が受領をせずとも、翌開庁日には届出書の中身を確認し、必要であれば修正のための来庁を促す等の対応をしており、受領時に戸籍事務に従事する職員がいないことで住民を不利益にさせた事例はない。

各府省からの第 1 次回答

戸籍事務の一部を民間事業者へ委託することにつき、市区町村から管轄する法務局に対して相談があった場合において、当該委託の可否について疑義が生じた場合には、当省に照会されるところ、当省において当該委託が可能と判断した場合には、当該内容を各法務局及び各市区町村に対し、周知することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、戸籍届書の受領行為について、閉庁時間のうちの夜間時間帯において、不測の事態等に際し、市町村職員自らが庁舎に駆けつけるなど臨機適切な対応を行うことができる体制を確保している状態であれば、市町村の職員が常駐していなくても、民間事業者へ業務委託することを可能とする取扱いを、全国統一のものとして見直すことを求めるものである。

閉庁時間のうち夜間時間帯においては年間を通じ受領件数が少なく、市町村職員が常駐していないことにより、民間委託業務の不適正な運営や戸籍法上の問題や住民に与える不利益は生じておらず、支障となる事案を示していただきたい。

現行制度において、管轄法務局の了承を得た中で、閉庁時間のうち夜間時間帯に市町村職員が常駐していなくても、戸籍届書の受領行為を民間事業者へ業務委託をしている他区市町村の事案を確認している。片や同様の運用をしているにもかかわらず、当町管轄法務局では是正案件とされていることは、法定受託事務を処理する上で、公平性に欠ける実態がある。

法定受託事務である戸籍事務の取扱いが全国統一ではなく管轄法務局の裁量としていることは、市町村が事務を処理する上で、住民サービスに影響が及ぶほど大いに支障が生じている。

以上から、戸籍届書の受領行為について、全国統一のものとして見直しをしていただきたい。

また、平成 27 年 1 月 30 日付閣議決定にある戸籍事務の一部民間事業者への委託について、当該閣議決定以降、これまで取扱いが認められたものについて周知し、法務局の判断基準を明確にし、全国統一の取扱いとするよう、全国市町村の実態に即した見直しを改めてお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長崎市】

平成27年1月30日付閣議決定により貴省から示された対応方針は承知しているところであるが、委託導入を検討するにあたり参考としたいため、事例が生じた際に周知くださるのではなく、貴省及び管轄法務局が委託可能と判断する基準をお示しいただきたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

業務委託が可能と認められるかは、個別的に判断されるものと考えられるが、法務局において業務委託が可能と判断した事例を収集の上、周知することが相当と考えられる事例について周知することを検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【法務省】

(1) 戸籍法(昭22法224)

(iv) 戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合に、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事案について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加

提案団体

北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則第 15 条の5の3に、地方税法第 382 条第 1 項の規定を同法同条第 2 項において準用する場合であつて、かつ、同法第 73 条の 20 の 2 の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。

【支障事例】

今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。

当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。

【制度改正の必要性】

自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ 700 日、2,200 人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができる見込まれる県がある。

また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。

さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第 73 条の 14 第 1 項、同法同条第 3 項及び同法第 73 条の 24 第 1 項から第 3 項)の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくとも当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。

以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続

き負担の軽減を図るという観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。
また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産登記情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

地方税法第 73 条の 14、地方税法第 73 条の 20 の 2、地方税法第 73 条の 24、地方税法第 382 条、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町

○当市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。

○毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手で書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和 4 年度税制改正により、住宅の特例措置（地方税法第 73 条の 14 第 1 項及び第 3 項並びに同法第 73 条の 24 第 1 項から第 3 項）の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の 1 つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。

○年間 180 時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。

○現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につながると考えられる。

○当町においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産税評価額を付して資料を送付しており、業務量の増大を招く一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されるのと合わせて、登記所が保有している固定資産税評価額も提供されれば、当町税務課の業務軽減につながることを期待できる。

○現行の登記の情報のみの提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者が、市町村の固定資産税課税部署へ来庁の上、直接照会を行っており、回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知（評価額通知）を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所側で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考える。また、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。

○当県においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容（特に評価額）については情報がないため、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員の負担を軽減することができる。

○県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が無くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。

○登記所からの通知では、固定資産評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。

各府省からの第 1 次回答

提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったもの

の、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。

そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。

なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の対象である承継取得分に関する固定資産評価額については、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ全件通知されるとともに、固定資産評価額に修正が生じた場合においても市町村から登記所への通知がなされており、登記所は登録免許税の算定時において地方税法第422条の3に基づく通知による固定資産評価額を使用しているのではないかと。

さらに、現に都道府県によっては、都道府県が登記所へ臨場して登記情報と固定資産評価額を閲覧して、不動産取得税事務を実施しているなど、不動産取得税の課税主体は都道府県であることから、そもそも登記所で保有している情報を都道府県へ渡すことについて、真正性の担保が必要である理由をお示しいただきたい。

本市としては、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、「市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。」としていることは承知しているが、遅くともこのタイミングで実現は可能と考えられることから、実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

家屋の建築年月日については、法務局において管理している情報であることから、登記情報と合わせて提供いただくことができるものと考えます。

【豊田市】

都道府県宛の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく不動産の取得の事実の通知及び同法第73条の22の規定に基づく固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格等の通知については、税務システム等標準仕様書に規定された事項であるが、システム稼働まで3年余あり、その間においては支障事例が解消されない。また、システム導入にあたり、市町村において多額の財政支出を伴うこと、各ベンダーにおいて人的リソース確保に苦慮している現状を鑑みるに、令和8年度の一斉稼働に対し、懐疑的な見解も一部あることから、地方税法第422条の3に基づく通知をデータとして提供を受けており、当該データの活用が見込める登記所については、その間、固定資産評価額及び建築年月日情報の追加を行い、事務負担の緩和を図られたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

令和8年度を目途に移行することとされている固定資産税に係るシステム標準化及び令和8年度中に予定されている地方税ポータルシステム(eLTAX)の改修により市町村から都道府県への通知に係るオンライン化が進め

ば、提案団体の支障事例は解消されるのか。
仮に解消され、地方公共団体の事務負担が軽減されるのであれば、第2次ヒアリングにおいて資料等を用いて具体的に示していただきたい。
令和8年度までの期間においても、地方公共団体の負担軽減を図るため、何らかの措置を講じることは考えられないか。

各府省からの第2次回答

現在、地方税法第73条の22の規定に基づく市町村から都道府県への固定資産評価額等の通知(以下「価格等の通知」という。)について電子化の取組みを進めている。
具体的には、地方団体のシステム標準化に伴い、本年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。
このシステム標準化は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、目標時期である令和7年度までに、原則全ての市町村が標準仕様書に準拠したシステムに移行することとされていることから、令和8年度から原則全ての市町村は価格等の通知をCSV形式で出力することが可能となる見込みである。
その上で、地方税共同機構において、令和8年秋にリリース予定の次期eLTAX更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討されているところである。
このように、今後、システム標準化や市町村と都道府県との間の通知のオンライン化を進めることによって、市町村と都道府県双方の事務負担軽減を図ってまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【総務省(12)(iii)】【法務省(3)】

地方税法(昭25法226)

固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法第20条の11に規定する調査権を根拠として、市町村が法定相続情報一覧図を用いて相続人を探索する措置を可能とすること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者であるが、当該所有者が賦課期日前に死亡している場合には、「現に所有している者」が納税義務者となる(地方税法第343条第2項後段)。

課税庁においては、「現に所有している者」(通常は相続人)を特定するための調査に多くの時間を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じていることから、当該所有者が死亡している場合における土地又は家屋を所有している者(現所有者)に対し、その氏名、住所等を申告させることについて、令和2年度の税制改正において、制度上位置づけられた。

【支障事例】

しかしながら、この申告については、「現に所有している者」として認定するために必要な情報を、当該固定資産を所有している者から直接得ることで、効率的に調査を行い、その認定を迅速に行うことができるようにするためのものであり、当該申告のみをもって納税義務者を認定するものではなく、当該申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認するなどにより、適切に判断すべきものである旨、総務省自治税務局固定資産税課から事務連絡が出ていることや、相続人等において、被相続人が固定資産を所有していることを把握していないことなどから、相続人等から申告がなされない事例が少なからず生じているのが実情であることから、市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定するための調査に多くの時間を要し、迅速かつ適正な課税に不都合が生じている従前からの状況に大幅な改善が図られていない。

【制度改正の必要性】

市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定しているところ、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、戸籍簿の請求事務や戸籍簿の内容確認事務を削減することができるなど、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「現に所有している者」を特定するための調査時間の大幅な短縮が図られ、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保はもとより、所有者不明土地等に係る課題の解消の促進に寄与する可能性がある。

根拠法令等

地方税法第 20 条の 11、不動産登記規則第 247 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、北見市、留萌市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、森町、花巻市、宮城県、富谷市、いわき市、水戸市、高崎市、入間市、桶川市、練馬区、八王子市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、枚方市、宇陀市、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○固定資産税の所有者死亡にかかる課税事務については、相続人の特定が困難であるため全国的な問題に発展しているものである。適切な市町村の税制運営のためにもご検討いただきたい。

○現状、現所有者申告の提出があった場合には申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認し、現所有者申告の提出がない場合には申告を促すなどしたうえで申告内容等を戸籍簿等を確認するなどして「現に所有している者」を特定している。現所有者の特定のための戸籍簿の請求事務、戸籍簿の内容確認事務、現所有者へ申告書の提出を促す事務には多大な時間を要し、これまでの業務体制に支障が生じている。よって、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、当該制度により増加した業務の効率化が図られ、行政サービス向上に寄与することが期待できる。

○固定資産所有者の相続人が相続放棄をした際に、他の相続人を特定するための調査に多くの時間を要している。

○相続関係の調査には、年間を通じて多大な労力を払っており、法定相続関係一覧図の写しの交付を請求できるだけで、業務の軽減に帰することは明白である。法定相続関係一覧図を作成する場合は、相続に関係する人数が多い場合が多く、より時間のかかる事案について早期に解決できることが見込まれる。

○本市では、「現に所有している者」を申告させるための書類を、相続人と考えられる者に対し送付し申告を促している。送付先である相続人の調査にあたっては、戸籍簿を確認するなどし、調査に多くの時間を用しており、従前からの状況に大幅な改善が図られていない。そのような中で、「市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること」によって、相続人調査が一定程度短縮される可能性があり、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保に寄与する。

○本市においても戸籍簿を確認するなどして「現に所有している者」を特定しているため、調査に時間を要することで、迅速な課税に支障が出ている。

○相続人調査には多くの時間を要している。提案のとおりになれば事務を迅速に進めることが可能となる。

○固定資産税の納税義務者死亡後、登記名義が変更されないまま、相続人が納税している場合がある。その相続人が亡くなった後、滞納事案となった際、現所有者の特定のための調査に多くの時間と労力を要している。法定相続情報一覧図の利用により、複雑化した相続関係の調査が軽減できる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

法務局による法定相続情報一覧図の提供の可否については、最終的には法務省の判断とはなるが、法定相続情報一覧図の提供が得られれば、市町村の課税事務の効率化につながることから、引き続き法務省と協議してまいりたい。

【法務省】

法定相続情報一覧図（以下「一覧図」という。）は、相続に起因する手続を効率化するため、一覧図の保管及び写しの交付の申出をした者（以下「申出人」という。）が自ら戸除籍謄本等を収集した上で作成し、登記官がこれを認証して交付するものである。

そのため、法定相続情報証明制度においては、一覧図の写しを申出人以外の第三者に提供して当該第三者が利用することは想定しておらず、市町村に交付することは制度趣旨に合致せず、認められないものとする。

なお、そもそも申出人は、相続に起因する手続を行おうとする者であり、被相続人が不動産を有している場合は、一覧図作成後に相続登記を申請する可能性が高いと考えられる。そして、相続登記後は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条第 2 項の規定に基づき、登記所はその旨を市町村長に通知することを踏まえると、市町村において一覧図の写しの交付を求める必要性は乏しいものと思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【総務省】

提案趣旨をご理解いただき、大変ありがたい。実現に向けて、引き続き、法務省と協議をお願いしたい。

【法務省】

制度趣旨に合致しないため認められないとのことであるが、地方税法第20条の11に規定する官公署等への協力要請(以下、「法第20条の11」という。)に対しては、「行政目的を阻害せず、業務上支障がないものについては、守秘義務を理由に協力を拒否することができない(地方税法総則逐条解説)」と解されている。

また、戸籍簿の公用請求については、法第20条の11に基づくものであれば認められていると承知している。市町村において一覧図の写しの交付を求める必要性に乏しいとのことであるが、法定相続情報一覧図の作成後、直ちに相続登記を行うケースばかりではなく、法定相続情報一覧図の作成後、遺産分割協議を経て相続登記を行うケースも想定される。

さらに、固定資産税は、賦課期日(1月1日)前に相続が発生して、賦課期日までに相続登記を終えていなければ、相続人全員に連帯納税義務が生じる(地方税法第343条第2項(現に所有している者とは、原則、相続人))こととなり、また、賦課期日後に相続が発生した場合には、法定相続分に応じて、各相続人が納税義務を承継する(地方税法第9条第2項)こととなるなど、相続登記をしたとしても、相続人の把握を行う必要のあるケースが多いため、地方税法第382条第2項の規定による通知では足りない。

については、追加共同提案団体が33団体に上っているなど、必要性は多大にあることをまずはご認識いただき、本件提案の実現に向けて、積極的にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、課税事務の効率化を図るため積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

法定相続情報一覧図(以下「一覧図」という。)は、「相続に起因する登記その他の手続のために必要があるとき」(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項柱書き)、その保管及び写しの交付の申出をすることができるものとされ、当該申出人によって作成される一覧図を、法務局から申出人以外の第三者に提供し、当該第三者が利用することは制度上想定されておらず、第三者に提供するための手続や手当ても一切設けられていない。したがって、申出人が作成・提出した一覧図を市町村に交付し、課税事務に利用することは、専ら申出人の利便性のための本制度の趣旨に反するのみならず、申出人に本制度の利用を躊躇させることになり本制度の存在自体を否定することにつながるおそれがある。

また、上記に加え、仮に市町村からの交付請求に対応するとした場合には、以下のとおり見込まれる効果や費用対効果の観点から問題がある。

一覧図の写しの発行は申出のあった法務局でのみ行うことが可能であるところ、申出は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する法務局のいずれかにすることが可能であり、申出される法務局が1カ所に特定できるものではない。そのため、仮に、市町村から、一覧図の交付の請求があった場合には、請求を受けた法務局において、申出の有無と申出がされた法務局を探索する必要がある。探索した結果、①請求を受けた法務局で一覧図を保管している場合、②請求を受けた法務局ではない法務局で一覧図を保管している場合、③どこかの法務局にも申出がされておらず一覧図が保管されていない場合のいずれかになるが、年間死亡者数と一覧図の保管数を比較すると、③の場合が大半であり、市町村の請求は空振りとなって、市町村の利便性の向上にもならないことに対し、法務局の新たな事務負担が著しく増大することになる。また、市町村において申出のあった法務局をあらかじめ特定することは事実上困難であると考えられることから①の場合は、ほぼあり得ず、②の場合には、申出がされた法務局に連絡し、市町村が当該法務局から発行してもらう必要があり、これも膨大な事務負担となる。

このように、本制度の趣旨に反することに加えて、市町村の事務負担の軽減効果と比較して法務局の事務負担の増大割合の方が膨大となるという問題があることから、慎重な検討が必要であり、一覧図の今後の活用状況等を踏まえ、引き続き、検討してまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一部事務組合等による所有権移転時等の登記手続に必要な添付書類等の明確化

提案団体

宮城県、山形県、埼玉県、静岡県、石巻地区広域行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

不動産登記令第7条第1項第1号に基づく代表者の資格を証する情報について、一部事務組合等が所有権移転時等の登記手続を行う場合に必要となる添付書類及びその調製方法を法令、通知等で明示すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

一部事務組合及び広域連合は、総務大臣又は都道府県知事の許可により設立するものであるが、これらの団体が所有権移転等の登記手続を行う際に、当該団体の「名称」、「所在地」及び「代表者(管理者等)」について許可権者である県知事の証明書の提出を求められている。

【支障事例】

当該証明事務を県知事が行う根拠が不明確であるため、事務決裁過程において都度支障が生じている。また県内の他団体では、証明書の添付を求められていない事例もあり、法務局毎に対応が異なる事例が見受けられる。

【制度改正の必要性】

「名称」及び「所在地」について地方自治法上届出義務がある「規約」を根拠に証することはできるものの、「代表者(管理者等)」は「規約」を根拠に証することはできず、また根拠資料の具体例について国からの見解が示されていないため、許可権者の証明書の発行手続きに苦慮している。

【支障の解決策】

特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合の登記手続きに関する許可権者による証明手続きの必要性をあらためて検証するとともに、必要性がある場合も当該事務を行う根拠が不明確な点が事務決裁過程において支障となっていることから、許可権者が代表者をどのように確認すべきかも含めて整理し、その旨法令、通知等で明確にし、併せて法務局毎の取り扱いを統一すること。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

総務大臣又は都道府県知事による代表者の確認手続きの明確化(根拠化)により事務手続きの明確化及び効率化が図られる。

法務局(登記官)による手続きの差異が無くなり事務手続きの事前準備等が可能となり、関係者間でその都度対応協議する必要性も解消され、事務の簡素化及び効率化が図られる。

根拠法令等

不動産登記令第7条第1項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

—

各府省からの第1次回答

本取扱いは、不動産登記令第7条第1項第1号に基づく「代表者の資格を証する情報」の添付を求めるものであり、提出された添付情報が当該法令の要件を満たすか否かは、登記事務を行う権限を有する登記官（不動産登記法第9条）が、案件ごとに適切に判断する必要がある。
本取扱いは特例的な取扱いを求めるものではなく、また、登記官から特定の書類を指定するものでもないため、通知等により必要となる添付書類等を明示することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

代表者の資格を証するという行為に関して、一部事務組合等については地方自治法に基づき届出義務等のある規約に代表者の選任の方法は明記されているが、選任された者については届出義務等はなく、代表者の資格の証明に関する取扱いが法定されていない。このため、実務上、知事が個別に資格証明を行っているが、法令等に根拠を持った手続きではない。不動産登記令に基づいて提出を求められる書類について、ルールが明確となっていないのは、行政手続きとして不透明であり、「特定の書類を指定するものでもない」とあるが、事務の効率化のためにも少なくとも添付書類及び手続きの流れを例示すべきだと考える。なお、一部事務組合等に関しては地方自治法で規定された地方公共団体をその構成員とする特別地方公共団体であって、内部の議決証明であっても一定の公的な証明力があるというべきであり、例えば都道府県知事の許可を受け、または届出を行った規約及び内部で代表者を選任したことを証する議決証明等を提出することで足り、必ずしも知事の資格証明が必要とまではいえないのではないかと思われるので、知事の資格証明の必要性についても併せて検証いただいた上で「代表者の資格を証する情報」の添付に関するルールをお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

一部事務組合が登記手続を行う際には、添付情報の一つとして、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報を提供する必要があり（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1号）、登記官は、提供された情報から、申請人が一部事務組合の代表者であることを確認しているところ、一部事務組合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設立され、その組織、事務及び規約の変更等についても、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要であるとされ、また、解散についても総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報としては、当該一部事務組合の設立許可等を行った総務大臣又は都道府県知事が当該一部事務組合の「名称」、「所在地」、「代表者（管理者等）」を証明した書面を提供するよう求めることが必要不可欠である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の林務部局でも提供を受けることを可能とすること及び相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすることで、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。
また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続きがされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情報のうち森林所有者等に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータの作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速やかな変更手続事務の履行ができずにいる。

また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されることで、相続による森林所有者等の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続きがなされていれば森林法第191条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約100件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後もこの届出義務を存置すれば、森林所有者にとっては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にとっては届出に係る事務負担が引続き発生することとなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の税務部局に限らず林務部局でもオンラインで提供を受けることが可能となれば、林務部局における迅速かつ効率的な登記情報取得に繋がり、森林管理業務を円滑に進めることができる。

また、相続登記の申請が義務化された後に、相続による森林所有者の変更の場合に限って森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村への届出を不要とすることで、森林所有者にとっては二重の手続が解消されるとともに、市町村にとっても届出に係る事務処理がなくなることから、双方にとって事務負担の軽減となる。

加えて、市町村から都道府県への森林所有者の迅速な情報提供や、都道府県における情報の整理・更新・市町村への更新データの提供の円滑化も図ることができる。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項、第 191 条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第 59 条、第 76 条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第 382 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、秋田県、郡山市、桶川市、新潟県、金沢市、長野県、豊田市、滋賀県、枚方市

○森林の土地の所有者届出書制度が創設された理由は、森林整備に不可欠な森林の土地の所有者の把握を進めることであると認識している。しかし、当市の林地台帳の整備においては、税務部局から課税情報を取得し更新を行っているため、森林の土地の所有者届出書の情報を反映させていない。
また、当市における森林の土地の所有者届出書の届出件数は 180 件であり、案内や処理に時間を要し業務負担となっている。森林所有者にとっても、法務局へ登記したにもかかわらず、同様の届出を作成し提出することは、二重の負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

登記情報に変更があるたびに登記所から変更情報を通知するものではないが、不動産登記情報そのものについては、現行制度においても、森林法第 191 条の2第2項の規定に基づき、市町村の林務部局は、森林法の施行のため必要があるときは、登記所から税務部局を介さず直接、必要な登記情報の提供を求めることが可能となっており、また、「登記情報等の電子データによる提供について」(平成 23 年9月1日付け林野庁計画課長通知)のとおり、登記所から登記情報そのものについては電子データによる提供も可能となっている。
なお、現在の運用では、森林法第 191 条の2第1項の規定に基づき、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成 23 年4月 22 日付 23 林整計第 26 号林野庁長官通知)により、市町村の林務部局は、税務部局から、森林所有者等に関する登記情報(登記所が税務部局に提供したもの)を取得することが可能となっているところ、当該林野庁長官通知に基づく市町村内の内部利用に、いかなる不都合、隘路が生じているのかが具体的に明らかでなく、その課題や解決策を検討することができないため、内部利用の際の具体的不都合、隘路の内容をご教示いただきたい。
また、森林法第 10 条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「森林所有者届出」という。)については、同法に基づく行政指導等を的確に行うため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握する必要があることから設けられているものである。このため、令和6年から義務化される相続登記の申請期限は3年である一方、森林所有者届出の期限は 90 日としているところであり、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。さらに、相続登記は義務化されるものの、その他の登記は申請時期も含めて引き続き任意であることを踏まえれば、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

森林法第 191 条の2第2項に基づき、登記所から登記情報の電子データによる提供を受けることも可能ではあるが、提供依頼に当たって紙ベースの申出書と記録媒体(CD-R、USB メモリ等)を管轄登記所に提出することとなっており、提供依頼に係る事務負担や記録媒体の紛失のリスクが生じるため、当市においては、地方税法に基づいて登記所から市町村長へ通知される登記情報を活用している。
内部利用における具体的不都合、隘路としては、まず、税務部局から林務部局へのデータ提供を可能にするためには、登記所から提供された登記情報を市町村税務システムに取り込む必要がある。登記所の登記システムと市町村税務システムの仕様の違いによりデータ連携が困難であるため、取り込み作業は手入力で行っており、当市の場合、税務部局の職員が所有者、住所、地番、登記年月日等のデータを入力している(30 時間程度/週)。
また、「相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し」について、森林所有者届出のすべての廃止を求めるものではなく、相続登記義務化後、森林所有者届出期限である 90 日以内に相続登記を済ませた森林所有者については、森林所有者届出を不要とすることで、申請者の負担軽減を図ることが提案の趣旨である。このことから、ご指摘の相続登記と森林所有者届出との申請期限のズレにより実態把握が困難になるような事態は生じえないと考える。さらに、相続以外の登記手続についても、所有権登記がなされた場合には同様に把握が可能であることから、この場合も森林所有者届出を不要とすることが可能であり、申請者の負担軽減に

資すると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体及び関係省庁間での情報共有及び引き続き協議いただくことを期待する。

各府省からの第2次回答

森林法第191条の2第2項及び「登記情報等の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け林野庁計画課長通知。以下「林野庁計画課長通知」という。)の規定に基づき、登記所へ登記情報の電子データでの提供を求めるに当たっては、書面による申出と記録媒体を管轄登記所に提出する必要があることが支障とのことであるため、林野庁計画課長通知を令和4年10月までに改正し、オンラインによる電子データの提供を可能とする予定。

森林の土地の所有者となってから90日以内に登記を済ませた者について森林所有者届出を不要とすることに関しては、市町村が森林法に基づく行政指導等を的確に行うためには、90日以内に森林の土地の所有者の実態を把握する必要があるところ、現状、90日以内に登記された情報のうちの相当量について市町村の林務部局が入手するには90日を超える日数を要すると考えられ、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【法務省(4)】【農林水産省(5)(i)】

森林法(昭26法249)

森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県

○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。（R3欠格照会：年17,000件超）

各府省からの第1次回答

登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対

応について必要な検討を行うこととする。

住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけるとのことで、よろしく願います。

本籍地情報の入手にあたっては、免許証とマイナンバーカードの統合(2024年度末予定)を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想による検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

登記事項証明書については、第1次回答で提示した方針のとおり御要望への対応について引き続き検討を行う。

住民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(1)】

住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

(ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。

また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

213

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、法務省から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、法律事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における法務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。

一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。

こうした状況に鑑み、法務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合の認可等の事務については、一元的な処理を行う観点から、所管省庁において行うこととされているところ、仮にその事務を都道府県知事が行うこととする場合、都道府県において事務負担等の支障が生ずることのないよう関係機関との十分な調整が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。
既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。

各府省からの第2次回答

仮に2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合の認可等の事務を都道府県知事が行うこととする場合、事務負担の観点から提案団体以外の都道府県においても当該事務を実施することに支障がないよう十分調整していただく必要がある。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

4【法務省】
(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。

具体的な支障事例

【支障事例】

住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容の照会をしなければならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなければならない。

【制度改正の必要性】

住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。

【支障の解決策】

住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の大幅な効率化が図れるとともに、正確性の向上につながる。また戸籍の届出を受理するまでの時間が大幅に短縮されるため、届出者の待ち時間が大幅に減少し住民サービスが向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 17 条、第 30 条の 10、第 30 条の 12、戸籍法第 27 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、高崎市、桶川市、富士見市、千葉市、練馬区、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、浜田市、吉野川市、今治市、大牟田市、久留米市

○夜間の延長窓口や休日開庁の日は、届書中の住所が別の市町村だった場合確認が取れない。また、平日日中であっても照会先の市町村の混雑状況により、電話が繋がらなかったり回答が遅れるなど、受領事務に支障をきたし、来庁者を長時間待たせる事も度々起こっている。同様に、こちらの窓口が混雑している場合は、他市町村からの照会に速やかに回答できない。

○住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、速やかに戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正確であるか確認が可能であるが、住所地の市町村へ念のため電話で照会を行っている。電話照会の内容を回答する際は、各市町村が折り返し電話で対応を行っていることから、回答の待ち時間が 20 分以上になることもある。更に、戸籍の届出先の市町村からも照会の電話が相次ぎ、事務処理に遅延が発生している。市民課では来庁された市民の待ち時間が発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。

○本市においても住所地等の確認に電話照会を行っているため、住民の待ち時間の増加及び市町村職員の事務負担が生じている。戸籍と住所の関連性が高まっている現在においてシステムによる照会ができない現状は時代に逆行している。

各府省からの第 1 次回答

ご提案のあった内容に関する事務は、住民基本台帳法（以下「法」という。）第 9 条第 2 項による通知及び第 16 条における戸籍の附票の作成の事務であると解されるが、これらの事務は、法第 30 条の 10 第 1 項第 3 号及び第 30 条の 12 第 1 項第 3 号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能である。上記の解釈を地方公共団体に通知し、明確化することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民基本台帳ネットワークシステムを活用することで事務の大幅な効率化が図れるため、速やかな対応をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

1 次回答で述べた解釈について、年内に地方公共団体へ通知することとしたい。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(16) 住民基本台帳法(昭 42 法 81)

(i) 戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知(9 条 2 項)及び戸籍の附票の作成(16 条)において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理(30 条の 10 第 1 項 3 号及び 30 条の 12 第 1 項 3 号)に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本

人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知する。
[措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍法施行規則第 55 条第 1 号、第 56 条第 6 号、第 57 条第 1 項第 8 号、第 58 条第 7 号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。

【支障事例】

戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、本市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名的情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から本市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり 20 分程度余計に処理時間を要している。

【制度改正の必要性】

戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受付した市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり 20 分程度の事務処理時間が発生している。住所地市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いがないかの確認などに事務処理が発生し、回答するために 10 分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、本市では住所地市町村に世帯主氏名を通知に記載しておらず、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。

【支障の解決策】

戸籍法施行規則第 55 条第 1 号、第 56 条第 6 号、第 57 条第 1 項第 8 号、第 58 条第 7 号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除又は世帯主氏名を確認する

事務処理を不要とすることで、これまで電話照会で発生していた事務処理時間がなくなるため、事務処理の大幅な効率化が図れる。

戸籍の届出にかかる記載項目が削除されることで、届書に記載する内容を確認するために住民票を取得することが不要になるなど、住民負担が減る。

根拠法令等

住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、八王子市、豊中市、枚方市、富田林市、吉野川市、今治市、大牟田市

○住所地の市町村へ電話照会を行う際は、折り返し電話で対応を行っている。回答の待ち時間が長くなることもあり、世帯主氏名の確認に20分以上要している。戸籍には世帯主の氏名は記載されないため、戸籍届書には世帯主の氏名の記入は不要ではないかと考えている。戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除した場合、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要となるため、迅速な戸籍事務処理に繋がると思われる。

○戸籍の処理上、世帯主の情報は不要であり、不必要な情報は省略すべきである。

各府省からの第1次回答

戸籍の届書に記載することとされている「世帯主の氏名」については、戸籍法令上の事務に使用するものではないところ、出生届については、住民基本台帳法第9条第2項及び住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号に基づき、住民票の記載等を行うために「世帯主の氏名」が必要であることから、届出の記載事項から削除することは困難である。

一方、婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、関係省庁と協議の上、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、住民基本台帳事務においても不要であるため速やかな対応を求める。併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。本市では、デジタル社会の実現に向けた重点計画に従い、デジタル3原則で掲げられるデジタルファーストで業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。そのため現行の事務処理で行っている電話による照会、回答によるアナログな確認方法ではなく、デジタル・オンラインによる事務処理をすることが強く求められている。住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令に基づく出生届について世帯主の氏名を届出の記載事項から削除することが困難であるならば、出生届を受付した際に当該出生届に記載されている世帯主を確認するための手段として、住所地市町村へ電話で照会し、確認する以外の別の代替手段を用いて事務の効率化を図っていく必要があるのではないか。本市としては、住民基本台帳法第30条の6に定める項目に「世帯主の氏名」又は「世帯番号」(団体コード+世帯番号等)を加え、住民基本台帳ネットワークシステム上で世帯の閲覧を可能とすることを求める。住民基本台帳ネットワークシステム上での閲覧が困難である場合は、出生届を受付した際に住所地市町村へ記載されている世帯主を確認するために電話を用いる以外の代替手段についてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

届書を業務に利用している関係省庁にも念のため確認の上、「世帯主の氏名」を削除しても差し支えないことが確認できれば、本年度中を目途に戸籍法施行規則及び関連する通達を改正することとしたい。

また、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)は、本人確認のための仕組みであり、本人確認情報とは異なる「世帯に関する情報」を住基ネットから提供することはできない。したがって、出生届の届出の際に住基ネットを用いて、届書の「世帯主の氏名」欄に記載された者が世帯主であることは確認できないが、その者の氏名や住所の正確性を確認する行為であれば、住民基本台帳法(以下「法」という。)第9条第2項による通知に関する事務であると解され、法第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、住基ネットを活用することが可能である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【法務省】

(1)戸籍法(昭22法224)

(iii)婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載(施行規則56条6号、57条1項8号及び58条7号)については、削除することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

227

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍事務取扱準則第 55 条において電子での保存が可能であることの明確化

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

戸籍事務取扱準則第 55 条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍事務取扱準則第 55 条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、全て電子メールで通知され電子化されているにもかかわらず全て紙で印刷し綴っている。また、法務局による現地指導において、(9)(21)に該当する書類は全て紙で印刷し発取簿番号を取得して保存するように指摘を受けているため、市町村判断で電子での保存のみに切り替えることができない。

【支障事例】

戸籍事務取扱準則第 55 条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、毎年 200 件近くある法務局からの通知を添付ファイルを含め紙で印刷している。

【制度改正の必要性】

当市では支所、出張所窓口でも法務局から戸籍事務取扱準則第 55 条に基づき、紙での保管を法務局から求められているため、法務局からの通知を全て印刷し、毎年数千枚以上の紙を保管しており、印刷する時間及び保管管理の事務負担が多く、対応に苦慮している実態がある。昨年度も管轄の支局に相談したが、戸籍事務取扱準則第 55 条が改正されない限り紙での保管を求める運用に変動がない旨の回答があった。

【支障の解決策】

戸籍事務取扱準則第 55 条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決すると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子化されているものをわざわざ紙に印刷しなくて済むため、コピー用紙代やプリンタのインク代など自治体の無駄な事務経費の支払いがなくなる。また SDGs や環境保護の観点からも無駄に紙で印刷しなくて済むため、SDGs、環境保護にも繋がる。印刷するにも時間が掛かるため、無駄な事務処理時間が発生することもなくなる。

根拠法令等

戸籍事務取扱準則第 55 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、水戸市、富士見市、練馬区、八王子市、小平市、横須賀市、豊田市、豊中市、枚方市、浜田市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市

○(9)は10年、(21)は3年保存が必要だが、電子データがあるにも関わらず紙に印刷し保存し続けるのは、経費や事務スペースの面でも非効率である。電子ファイルでも発収簿番号を取って保存する事は可能なので、対応の変更を求めたい。

○電子決裁の導入で公文書の電子化による管理が進んでいるが、戸籍関係書類については、電子決裁後、紙での出力し、2重で管理している状態であり、非効率である。

○電子化が進む現在において、紙媒体での保存は著しく非効率である。

○令和4年度から当市においても文書管理・電子決裁システムを導入しており、同様の課題が生じている。

各府省からの第1次回答

戸籍事務取扱準則制定標準第55条の規定は、電子データにより書類を保存することを否定する趣旨のものではないところ、当該趣旨について法務局及び市区町村に対し周知することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子データにより書類を保存することが可能であることが周知されれば、事務の大幅な効率化が図れるため、周知に係るスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

年内に周知することとしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【法務省】

(1) 戸籍法(昭22法224)

(i) 戸籍事務における帳簿及び書類つづりの保存(戸籍事務取扱準則制定標準(平16法務省民事局長)55条)については、電子データによる保存が可能であることを明確化し、法務局及び地方法務局並びに市区町村に通知する。

[措置済み(令和4年11月18日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。

【支障事例】

婚姻届と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。

【制度改正の必要性】

デジタル手続きのワンストップの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。

また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。

【支障の解決策】

「当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

婚姻時の旧氏登録等の戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際に戸籍謄本等の添付がなくなることで、戸籍届出の内容が反映された新たな戸籍の出来上がりを持って再度来庁する必要がなくなり、戸籍届出時の来庁1回で手続きが完結できる。また、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、添付漏れにより届出ができず再来庁することとなるリスクが軽減される。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市

○旧氏登録の手続きについて、事前に相談等がある場合は、戸籍謄本等が必要な旨案内しているが、本籍地以外の方が直接来庁された場合は、再度来庁する必要があり、住民の負担が発生していると思われる。
○一方、求める措置では、戸籍法の一部改正に伴うシステム構築の結果、事務内連携で戸籍謄本を確認することで添付文書を省略できるものと想定されているが、婚姻届と同時に旧氏登録の手続きが行われた場合、その時点では婚姻後の戸籍が作成されておらず、婚姻後の戸籍を確認することは困難である。そのため、婚姻届の受理をもって旧氏登録の手続きを行うことを可能とする手法について、法的な整理が必要と史料する。

各府省からの第1次回答

御提案にある戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に定められた旧氏登録等事務において戸籍謄本等の添付を不要とすることはできないが、御提案の趣旨を踏まえつつ、どのような対応が可能か、関係省庁と協議の上、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル手続法のデジタル3原則、ワンスオンリーに従い取り組む中で各省庁を跨いで、業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。
戸籍の情報は、住民基本台帳を整備・管理する上で非常に重要な情報であり、また、市町村の事務においては戸籍の附票の作成等、戸籍の届出の事務と住民基本台帳に関する事務が密接な関係であることを踏まえ、戸籍情報連携システムの戸籍事務内連携について、戸籍事務と同様に住民基本台帳事務に関しても情報を利用できるように再度検討していただきたい。
さらに、戸籍事務内連携の開始時期に合わせての実現に向けてご検討いただきたい。
また、上記の戸籍情報連携システムの利用が困難なのであれば、住民サービスの向上の観点からも、他の対応について積極的にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

お示しいただいている支障事例の解決策として、婚姻届が旧氏の記載を求める者の住所地又は住所地となる市町村(婚姻届と転入届を合わせて提出した場合における提出先市町村)に提出されたのと同時に、住民票に旧氏の記載を求める場合において、婚姻届の提出とは別に再度来庁することによる住民の負担が生じないよう、婚姻届が受理され、新しい戸籍が編製される蓋然性が高く、新氏での住民票が作成できると市町村が判断する場合には、旧氏の記載を求める者が婚姻前の戸籍謄本等を添付することにより、市町村長が住民票に旧氏を記載することが可能であるとの解釈を明確化し、地方公共団体へ通知することとしたい。
また、戸籍謄本等の取得についても、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)による改正後の戸籍法第120条の2により、本籍地の市町村以外の市町村の窓口でも、戸籍謄本等の請求が可能となることから、旧氏の記載を求める際に本籍地の市町村と住所地又は住所地となる市町村が異なる場合であっても、容易に戸籍謄本等を取得できるようになるため、婚姻届と同時に旧氏の記載を求める場合のみならず、その他の場合で旧氏の記載を求める場合においても、住民負担は軽減され、住民サービスの向上に繋がるものと考えている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(7)】【法務省(2)】

戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81)

婚姻の届出(戸籍法74条)と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合(住民基本台帳法施行令30条の14)の戸籍謄本等の添付については、申請者の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]